

杵築市電子図書館サービス導入業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

杵築市立図書館

## <目次>

1. 趣旨	1
2. 業務の概要	1
(1) 業務名	1
(2) 業務内容	1
(3) 履行場所	1
(4) 履行期間	1
(5) 提案上限額	1
(6) 調達・契約対象外の金額	1
3. 参加者の資格要件	1
4. 募集及び選定スケジュール	2
5. 質問の受付及び回答	2
(1) 提出期限	3
(2) 提出先	3
(3) 回答	3
(4) その他	3
6. 参加申請手続	3
(1) 提出書類	3
(2) 提出先	3
(3) 参加資格確認結果の通知	3
7. 企画提案書等の受付	4
(1) 記載事項	4
(2) 提出書類	4
(3) 提出部数	5
(4) 提出先	5
(5) 提案辞退	5
8. 受託候補者の選定方法等	5
(1) プレゼンテーション・ヒアリングの実施	5
(2) 評価項目・評価基準	6
(3) 選定方法	7
(4) 選定結果の通知	7
9. 失格事項	7
10. 留意事項	7

## 1 趣旨

この要領は、杵築市電子図書館サービス導入業務の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

杵築市電子図書館サービス導入業務

### (2) 業務内容

別添「杵築市電子図書館サービス導入業務仕様書」のとおり

### (3) 履行場所

別添「杵築市電子図書館サービス導入業務仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

ただし契約を2件に分け、それぞれの履行期間を以下のとおりとする

#### ①電子書籍システム導入委託業務（システム導入）

契約締結日から令和8年9月30日まで

#### ②電子書籍システム運用管理業務（クラウド使用料）

令和8年10月1日から令和11年3月31日まで

※令和8年10月1日からシステム稼働

### (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む額）

#### ①電子書籍システム導入委託業務（システム導入）

金 770,000円

#### ②電子書籍システム運用管理業務（クラウド使用料）

金 1,980,000円（令和8年10月から令和11年3月までの30月分）

※各々別の契約で精算する。

※①②の合計金額で競争する。

### (6) 調達・契約対象外の金額(上記業務受託者と別途契約)

電子書籍使用料（同時アクセス無制限型コンテンツ（読み放題）使用料等含む）

金 7,164,821円（消費税及び地方消費税を含む額）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 3 参加者の資格要件

参加表明書の提出日において、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 杵築市が発注する物品等の調達、受払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する要綱により、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく杵築市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の2及び6に掲げる者のいずれに

も該当しないこと。

- (4) 本プロポーザルの公告の日から候補者選定までの間に杵築市が発注する物品製造等の契約に係る指名停止基準による指名停止の期間がないこと。
- (5) 3月以内に手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、又はプライバシーマークの認証取得していること。
- (8) 提案するシステムは、令和3年度以降にシステム構築時点で、都道府県、政令指定都市、又は特別区、若しくは中核市の公立図書館において実績があり、これらを誠実に履行していること。または、過去に導入し、令和3年度以降も引き続き使用している実績があり、これらを誠実に履行していること。

#### 4 募集及び選定スケジュール

手順	日程（期限等）
実施要領等の交付開始	令和8年4月24日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月8日（金）17時まで
質問書に対する回答	令和8年5月15日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年5月18日（月）17時まで
参加資格審査結果通知	令和8年5月21日（木）
企画提案書の提出期限	令和8年5月27日（水）17時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年6月上旬（予定）
選考結果通知	令和8年6月中旬（予定）
契約の締結	令和8年6月下旬（予定）
運用開始	令和8年10月1日（木）

#### 5 質問の受付及び回答

実施要領等において質問がある場合は、公募型プロポーザルに関する質問書（様式8）に記載し、電子メールで提出すること。電話・FAX等による問い合わせには対応しない。

(1) 提出期限

公告日から令和8年5月8日（金）17時まで

(2) 提出先

杵築市立図書館（電子メールアドレス tosyokan@city.kitsuki.lg.jp）

(3) 回答

令和8年5月15日（金）までに杵築市公式ウェブサイト上で行う。

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行う。また、回答は実施要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

(4) その他

電子メールによる質問書の提出後、本市担当者に電話にて受信確認を行うものとする。

## 6 参加申請手続

本プロポーザルに参加する者は、以下の書類を令和8年5月18日（月）17時までに、持参（ただし、休館日除く。平日9時～17時に限る）又は郵送（必着 書留郵送に限る）にて提出すること。

(1) 提出書類（各1部ずつ提出のこと）

No.	提出書類名	様式	注意事項
1	参加表明書	様式1	全ての資格要件を満たすこと
2	会社概要書	様式2	
3	電子書籍システム導入業務の受託実績書	様式3	契約年月順に記載すること。 提案するシステムは、令和3年度以降に都道府県、政令指定都市、又は特別区、若しくは中核市の公立図書館において導入実績があり、これらを誠実に履行していること。または、過去に導入し、令和3年度以降も引き続き使用している実績があり、これらを誠実に履行していること。
4	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、又はプライバシーマークの認証取得を証明するものの写し		

(2) 提出先

杵築市立図書館（〒873-0002 杵築市大字南杵築268番地1）

※未着・遅延等の場合は原因の如何を問わず未提出として取り扱い、本市は一切責任を負わない。また、郵送により生じる事故等についても同様とする。

(3) 参加資格確認結果の通知

参加申請者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、参加資格確認結果を令和8年5月21日（木）までに電子メールにて通知する。

※参加表明者が多数の場合は、実績等を考慮して参加者の事前選考を行う場合がある。

## 7 企画提案書等の受付

企画提案書等は以下の書類を令和8年5月27日（水）17時までに、持参（ただし、休館日除く。平日9時～17時に限る）又は郵送（必着 書留郵送に限る）にて提出すること。

### （1）記載事項

- ①業務実績について(他の自治体において同規模、同種の業務実績)
- ②当市における電子図書館に関する基本的な考え方、提供可能な電子書籍について
- ③業務実施体制、業務経験、事業者と市の業務分担の考え方
- ④導入スケジュール
- ⑤システム操作の特徴等(利用者、管理者、実績データ利用)
- ⑥システム機能について(機能要件等一覧表を参照のうえ評価する)
- ⑦セキュリティ対策(個人情報保護、ウイルス、不正アクセス等への対策)
- ⑧職員研修についての考え方(導入説明、職員研修方法、内容等)
- ⑨障がい者等の利用促進  
障がい者や高齢者等の利用促進、支援内容についての提案
- ⑩学校連携  
小中学校の児童・生徒の電子書籍利用率向上に向けた提案  
学校での利用・管理における教員等の負担を軽減する提案
- ⑪追加サービス、提案について(仕様書以外で、本業務に効果的と考える提案)
- ⑫総費用とその内訳

### （2）提出書類

No.	提出書類名	様式	注意事項
1	企画提案書	任意様式	・A4判の両面印刷を原則とし、文字サイズ11以上とすること。やむを得ずA3判が混在する場合は、A4サイズに折りたたみ揃えること。 ・ページ番号を付与し、強調したいポイントを簡潔に分かりやすく記載すること。
2	機能要件等一覧表	様式4	
3	見積書	様式5	見積金額は、契約希望金額の110分の100の金額を記載すること。
4	経費内訳書	様式5	同上
5	電子書籍コンテンツ一覧	様式6	学校での利用に資すると考える児童書及び同時アクセス無制限型（読み放題）、買い切り型、期間限定型・貸出回数制限型、コンテンツのタイプ別に記載すること。

(3) 提出部数

正本1部、企画提案書のみ副本8部

※正本は角印及び代表者印を押し、副本には「副本」と明記すること。

※提出書類については、紙とは別に、Word又はExcelで作成したファイルをCD-R又はDVD-Rに保存し提出すること。

(4) 提出先

杵築市立図書館（〒873-0002 杵築市大字南杵築268番地1）

※未着・遅延等の場合は原因の如何を問わず未提出として取り扱い、当市は一切責任を負わない。また、郵送により生じる事故等についても同様とする。

(5) 提案辞退

参加表明書の提出後、提案を辞退する場合は、令和8年5月27日（水）正午を期限とし、その旨を辞退届（様式7）に記載して杵築市立図書館に持参、もしくは簡易書留による提出とする。

8 受託候補者の選定方法等

杵築市立図書館電子図書館サービス導入業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング内容を、(2) に示す評価基準により審査し、本業務に最も適していると認められる提案者を選定する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

- ①実施日：令和8年6月上旬 ※詳細な時間や場所については、別途通知する。
- ②内容：提出された企画提案書を使用し、内容の説明（20分以内）、及び質疑応答（20分以内）を行う。なお、追加資料等は認めない。
- ③出席者の人数は5人以内とし、内1名は実務において予定する責任者又は担当者が必ず出席すること。
- ④プレゼンテーション用のプロジェクター、スクリーンは当市が準備する。ただし、パソコン等は各提案者が準備すること。

(2) 評価項目・評価基準

評価項目	評価のポイント	評価配点
1.業務等の実績	・他の自治体において同規模、同種の業務実績はあるか	5
2.電子図書館に関する基本的な考え方	・当市の現状、課題を踏まえ、事業実施にあたって基本的な考え方が明確に示されているか ・当市の導入目的に沿った充実したコンテンツの提案がされているか	10
3.実施体制	・本業務を円滑に遂行できる人員、人材を配置しているか。また、システム導入後も、円滑に運用ができる体制となっているか ・市側の作業負担軽減について考慮されているか	10
4.導入スケジュール	・業務工程表が無理なく効率的なものであるか	5
5.システムの使いやすさ	・利用者が、貸出返却、予約、蔵書検索などにおいて使いやすいシステムであるか	10
	・サイトデザインは見やすいものであるか	10
	・図書館（管理者）として操作しやすいシステムであるか	5
6.機能要件等（システム、利用者・管理者）	・機能要件等一覧表を参照のうえで評価する	25
7.セキュリティ対策	・個人情報保護、ウイルス、不正アクセス等への対策は十分か	5
8.職員研修等	・導入説明、職員研修について、充実した提案となっているか	10
9.障がい者等の利用促進	・障がい者や高齢者等の利用促進の実施や支援方法について有意な提案があるか	15
10.学校連携	・小中学校の児童・生徒の電子書籍利用率向上に向けた提案があるか ・学校での利用・管理における教職員等の負担を軽減する工夫がなされた提案であるか	30
11.有益な追加サービス・特徴のある取組等	・本市の現状と今後の図書館運営の課題を踏まえ、独自性、優位性が明確な提案となっているか	10
12.総費用	・業務に対して金額（価格設定）が適切か ・内訳は、具体的で信頼性があるか	10
合計		160

### (3) 選定方法

- ①選定は評価基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容により行う。
- ②選定の結果、評価点の合計が最も高い1者を受託候補者とする。
- ③評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により1者を決定する。
- ④提案者が1者であっても本選定を実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を受託候補者とする。

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年6月中旬（予定）に参加者に通知する。

## 9 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- イ 本実施要領に違反した場合。
- ウ 見積価格が限度額を超える提案を行った場合。
- エ 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- オ 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- カ 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合。
- キ 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- ク その他、選定委員会が不相当と認めるとき。

## 10 留意事項

- ア 本企画提案に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- イ 提出する書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を附記または添付すること。また通貨は日本円とする。
- ウ 仕様書に示す内容は主要事項であることから、明記していない事項についても、備えるべき事項であれば提案内容に含めること。
- エ 虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とする。
- オ 提出後の書類の差し替え、修正、追加は認めない。ただし、委託者からの要請のあったものについてはこの限りではない。
- カ 提出された書類等は、一切返却しない。なお、辞退届を提出した場合も同様とする。
- キ 提出された企画提案書等は必要な限りで複製を作成することがある。
- ク 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杵築市情報公開条例に基づき提出書類等を公開する。
- ケ 本企画提案において入手した市の情報等を本企画提案の目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁じる。
- コ 提案書等に含まれる著作権や特許権など日本国法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。